

Ⅱ 「規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出の必要性について」

研究目的

近年、放射線診断・治療と放射性同位元素を使用した新たな診断・治療方法が実施されるようになってきている。放射線診断においては新たな PET 核種等、放射線治療においては、密封されていない放射性同位元素を用いた疼痛緩和と、がん治療、密封された放射性同位元素を用いた永久挿入等による、がんの診断・治療に多く使用されている。

また、原子力委員会では、「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」が策定(2022 年 5 月)された。このプランの中では、重要なラジオアイソトープの国内製造・安定供給のための取組推進、医療現場でのアイソトープ利用促進に向けた制度・体制整備、ラジオアイソトープの国内製造に資する研究開発の推進、ラジオアイソトープ製造・利用のための研究基盤や人材・ネットワークの強化が挙げられている。これらの状況を考えると、今後、密封及び非密封放射性同位元素が医療においてより活用されることが予想され、医療法においても、その体制整備が必要となっている。

一方、これら放射性同位元素の安全管理は非常に重要であり、各関係法令により複雑な手続き等が規定されている。その中で医療法では、施行規則第 27 条第 3 項及び同規則第 28 条第 2 項の規定により、12 月 20 日までに翌年の使用予定数量を届出なければならない。また、地域によっては本年の使用数量の届出も求められている。

しかしながら、この届出は何を目的に行われているのか、届出された数値はどのような用途に使用されるのか、医療法施行規則第 4 章の逐条開設のような役割を持っている平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号通知において明確に記載されていない。

医療機関において年末の業務が多忙な中、この届出を実施することは負担である。よって、この届出が持つ目的の明確化や、届出の在り方について再考に資するため本研究を実施し、行政側と医療機関側の連携が密になるよう展開できれば更なる医療の発展と放射線の安全使用に寄与できるものとする。

2022 年度は、全国の保健所で使用されている届出様式に関する記載事項の調査及び比較を実施した。その結果、届出様式は都道府県により異なり統一されていないことが明らかになった。本年度は、医療機関を対象に「規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出の必要性について」に関する実態調査を実施した。また、地域行政機関向けアンケート案の作成を検討した。

研究方法

医療機関を対象に、規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出（以下、予定使用数量の届出）の必要性に関するアンケート結果を実施した。アンケート実施期間は、2023 年 11 月 1 日（水）から 2024 年 1 月 15 日（月）であった。アンケートは、Google フォームの機能を利用して作成した。アンケートは、日本診療放射線技師会、日本医学物理士会、日本核医学技術学会等のメーリングリストを通じ周知を図りアンケートを実施した。収集したアンケート情報の取り扱いは、アンケート案内時に、以下の文章をもってアンケート情報の取り扱いについて周知した。

「収集したデータについては、当該目的範囲内で利用し、いかなる場合も施設および個人の情報が特定される形で公開されることはありません。解析した結果は、研究班報告書に掲載する他、本アンケートを案内させて頂きましたメーリングリストを用いて公開させて頂きます。また、関連学会等における研究報告や論文発表等、放射線診療に関わる事項の医療安全の確保およびそれに付随する活動に利用させていただく場合があります。」

以下にアンケート項目一覧を示す。

アンケート項目一覧

回答者について

- Q1. 回答者のお名前
- Q2. 回答者の所属施設名
- Q3. 回答者の職種、役割
- Q4. 回答者の所属医療機関がある都道府県名

予定使用数量の届出の必要性について

- Q5. 予定使用数量の届出の必要性について
 - 予定使用数量の届出が必要であると回答された方
 - Q6-1. 必要であると思う理由を教えてください。
 - 予定使用数量の届出が必要ないと回答された方
 - Q6-2. 必要がないと思う理由を教えてください。

届出についての疑問点

- Q7. 予定使用数量の届出に関する疑問があれば教えてください。

現在及び今後の届出方法について

- Q8. 現在の届出先を教えてください。
- Q9. 現在の届出方法について教えてください。
- Q10. 今後の届出方法の希望について教えてください。

自由意見

- Q11. 本アンケートに関する内容でご意見等ございましたらご記載ください。
- Q12. 本アンケートに関する内容以外に医療法に関する課題、ご意見等ございましたらご記載ください。

結果

アンケート結果について示す。自由記載欄において、アンケートの形式に関する意見や、施設・個人の特定が危惧される記載は除外した。

アンケート回答概要

アンケート総数は 222 件であった。そのうち同一氏名の回答者による重複回答が 1 件あったため、アンケート回答の解析総数は 221 件であった。

Q3. 回答者の職種、役割

表 1 回答者の職種、役割

回答者の職種、役割	回答数
診療放射線技師	164
核医学部門を担当する放射線技師責任者またはそれに準じる役職・立場	58
選任放射線取扱主任者	51
医師	40
放射線技師長またはそれに準じる役職・立場	33
医学物理士	17
核医学を担当する医師	17
放射線診断を担当する医師	11
放射線治療部門を担当する放射線技師責任者またはそれに準じる役職・立場	10
放射線治療を担当する医師	5
事務職	2
放射線診断部門を担当する放射線技師責任者またはそれに準じる役職・立場	2
応用研究担当部長、財団経営	1
核医学担当看護師（核医学診療看護師）	1
代表取締役	1
放射線管理室ゼネラルマネージャー	1
放射線取扱主任者	1

Q4. 回答者の所属医療機関がある都道府県名

表 2 回答者の所属医療機関がある都道府県

都道府県名	回答数	都道府県名	回答数
北海道	13	滋賀県	4
青森県	4	京都府	10
岩手県	2	大阪府	21
宮城県	4	兵庫県	8
秋田県	0	奈良県	2
山形県	1	和歌山	1
福島県	2	鳥取県	1
茨城県	5	島根県	2
栃木県	3	岡山県	5
群馬県	2	広島県	5
埼玉県	5	山口県	3
千葉県	7	徳島県	3
東京都	24	香川県	2
神奈川	17	愛媛県	3
新潟県	3	高知県	0
富山県	0	福岡県	8
石川県	4	佐賀県	1
福井県	1	長崎県	0
山梨県	1	熊本県	3
長野県	7	大分県	2
岐阜県	3	宮崎県	2
静岡県	5	鹿児島	5
愛知県	8	沖縄県	4
三重県	5	合計	221

Q5. 予定使用数量の届出の必要性について

表 3 予定使用数量の届出の必要性

回答	回答数
必要がないと思う。	162
必要であると思う。	59

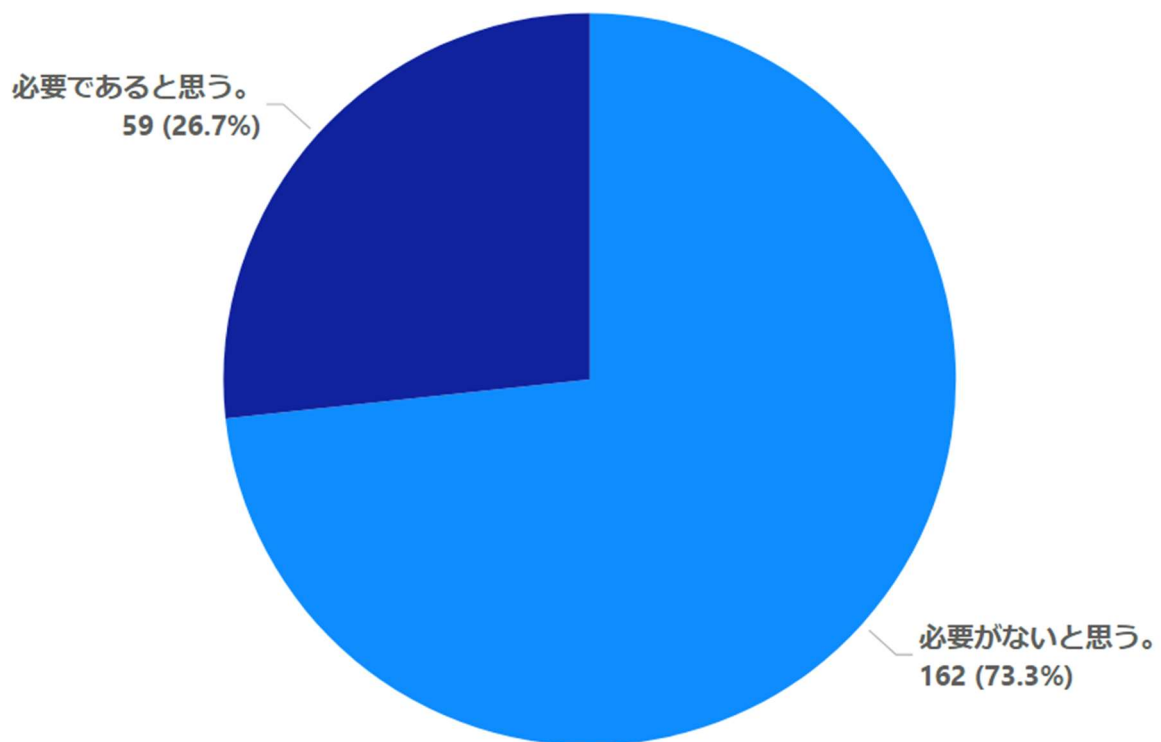


図 1 予定使用数量の届出の必要性

予定使用数量の届出が必要であると回答された方

Q6-1. 必要であると思う理由を教えてください。

表 4 予定使用数量の届出が必要であると思う理由

回答	回答数
翌年の使用予定数量及び届出最大使用予定数量を併記することで、現在の使用状況を確認できる。	34
翌年の使用予定数量の実態が把握でき、今後の管理に役立てられる。(変更の届出の必要性を把握できる。)	33
翌年の使用予定数量と本年の使用数量及び届出最大使用予定数量も併記して報告するようになれば、放射性同位元素の管理の徹底につながる。	23

その他意見

- ・ 放射線災害時の被害状況把握に役立つ、放射性同位元素の適正使用を促進する。
- ・ 病院側では不要です。届出先で使用するから調査していると理解して「必要」を選択しました。
- ・ 必要時に変更届すら出さない施設が増えそう。
- ・ 当院では届出数量（使用可能な数量）と本年の使用数量を併記しています。使用数量の推移が確認できるのは良いと思います。
- ・ 核種や数量の使用予定が変更される場合に現在の使用状況や使用限度との比較ができ目安となる。

予定使用数量の届出が必要ないと回答された方

Q6-2. 必要がないと思う理由を教えてください。

表 5 予定使用数量の届出が必要ないと思う理由

回答	回答数
保健所へ届出した情報が、何に活用されているか不明	119
使用数量の把握は、毎日、3月、1年と期間ごとに把握しているので、わざわざ届出する必要があるのか不明.	109
多くの書類は年度で締めているが、この届出だけ年で締めるので面倒.	61

その他理由

- ・ 12月20日〆切の根拠が不明。
- ・ Q5では、必要の有無しかないので無しを選択したが、必要があるのは届出先であり、施設が必要としているものではないため質問内容が妥当でない気がします。
- ・ すでに予定数量が変更する場合、保健所にあらかじめ届出を行っているため。
- ・ 核種や数量の増加が予想されるときに届ける。
- ・ 機器の入れ替えや建屋の建て替え時以外毎年同じであるから。
- ・ 検査依頼量が不明確であり、使用量が大きくことなるため。
- ・ 公衆への安全の担保は排気、排水濃度限度や管理区域境界等の実効線量限度で担保されているため、この目的に関しては不要と考える。
- ・ 使用数量に変更があった場合には必ずその都度届出をするにも関わらず、毎年現状報告をする必要があるのか不明。
- ・ 使用数量を届出しているから。
- ・ 使用数量管理に使用しているとして一度届出を行うのは良いがその後は毎年ではなく使用数量変更時だけで良いと思う。
- ・ 使用予定数量はすでに届出ているはずである。
- ・ 使用予定数量は許可数量を記載するだけとなっている。
- ・ 使用予定数量は保健所に提出しており、使用予定数に変更がある場合は変更届を提出するため、保健所では把握していただいているので、毎年の報告は不要だと思います。
- ・ 遮蔽計算書にて許可されている使用量で、且つ、立入検査時に確認される内容であり、この届出が活用されているとは思えません。
- ・ 診療用放射性同位元素設置予定届を届出以降は、使用量の変化は無いから。施設の貯蔵能力に見合った余裕のある数値で届け出ているから。
- ・ 多くの核種を扱っている施設は予定で先が考え難いし、殆ど検査が無いが、核種を無くすまでは出来ないものもあるため。
- ・ 読影だけの事務所であり、全く検査を施行しないから。
- ・ 届出の書類作成の手間が増える。
- ・ 届出義務があるから提出しているのであって、こちらにメリットはないと思うので。

- ・ 年末は他業務で繁忙なのでえ
- ・ 変更ある際は届け出しているのです。
- ・ 変更が無いなら必要無い。
- ・ 変更の都度、届出しているため、変更が無ければ届出る必要が無いと思います。
- ・ 変更時にはその都度届ける必要があるため、翌年もしくは翌年度に変更予定があるかないかの調査とある場合の変更予定数量調査でよいのではないかと。
- ・ 変更時のみでよい。
- ・ 保健所による立入検査で、使用量と管理状況のチェックが行われているため。
- ・ 保健所に提出する公的文章の為、院内決済が必要となり、期限が守れない場合がある。
- ・ 毎年最大許可数量を記載しているため、意味がない。
- ・ 予定使用料を超過しても特に保健所からの指導等ない。
- ・ 予定数を超えないように過剰に申告しがちであり、実態とかけ離れている。
- ・ 翌年使用量は年間使用限度を複写しているだけで不要では？

届出についての疑問点

Q7. 予定使用数量の届出に関する疑問があれば教えてください。

表 6 予定使用数量の届出に関する疑問

回答	回答数
収集した情報を、何に活用しているのか教えてほしい。	168
何故、12月20日までに届出する必要があるか教えてほしい。	118
届出を失念した場合、罰則はあるのか。	114
使用数量・使用予定数量の「数量」について、何をもって記載するのが正しいのか。	106
届出した内容の全国集計等は実施されているのか。	73

その他意見

- ・ アイソトープ協会から自治体へ報告すれば病院からの報告は不要になるのではないかと。
- ・ なぜ、年度でなく、年締めなのか知りたい。
- ・ 現在、投与する時間から換算した投与量で管理しているが、良いのか？
- ・ 使用予定数量は届出しているのに、毎年届出させる必要性が不明である。変更があるのであれば、変更届を提出すれば良いのではないかと？
- ・ 実際に使用した数量、出荷した数量との比較はあるのか。
- ・ 実使用量との対比、照合がされているのか。
- ・ 詳細はどちらでも良いが、必要ないのであれば、やめてほしい。
- ・ 全く使用しないので、疑問もない。
- ・ 超えたら、罰則あるのか。or 超過した申請が必要か。検定量?実投与量？
- ・ 届出数量より実績が少なかったり多かったりしたらどうなるのか。
- ・ 年度ではなく、年区切りなのが不思議。
- ・ 年度締めにする時代とは思いますが。
- ・ 予定数量と実際の使用量との差が比較されたりしているのか。
- ・ 予定数量を超えた場合、何か届出（罰則）があるのか？
- ・ 様式が決まっていない。

現在及び今後の届出方法について

Q8. 現在の届出先を教えてください。

表 7 現在の届出先

回答	回答数
市の担当部局（保健所、保健福祉局、保健福祉センターなど）	113
都道府県の担当部局（保健所、保健福祉局、保健福祉センターなど）	81
区の担当部局（保健所、保健福祉局、保健福祉センターなど）	21

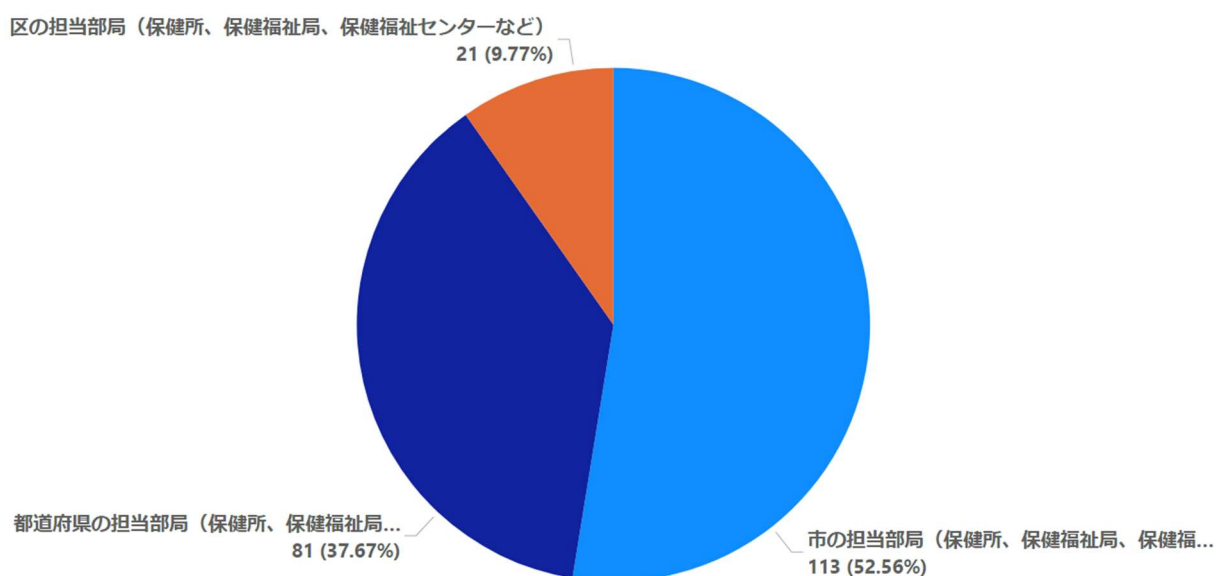


図 2 現在の届出先

Q9. 現在の届出方法について教えてください。

表 8 現在の届出方法

回答	回答数
郵送にて届出	103
持参にて届出	79
Web等を用いて電子的に届出	19
不明	15
FAX	2

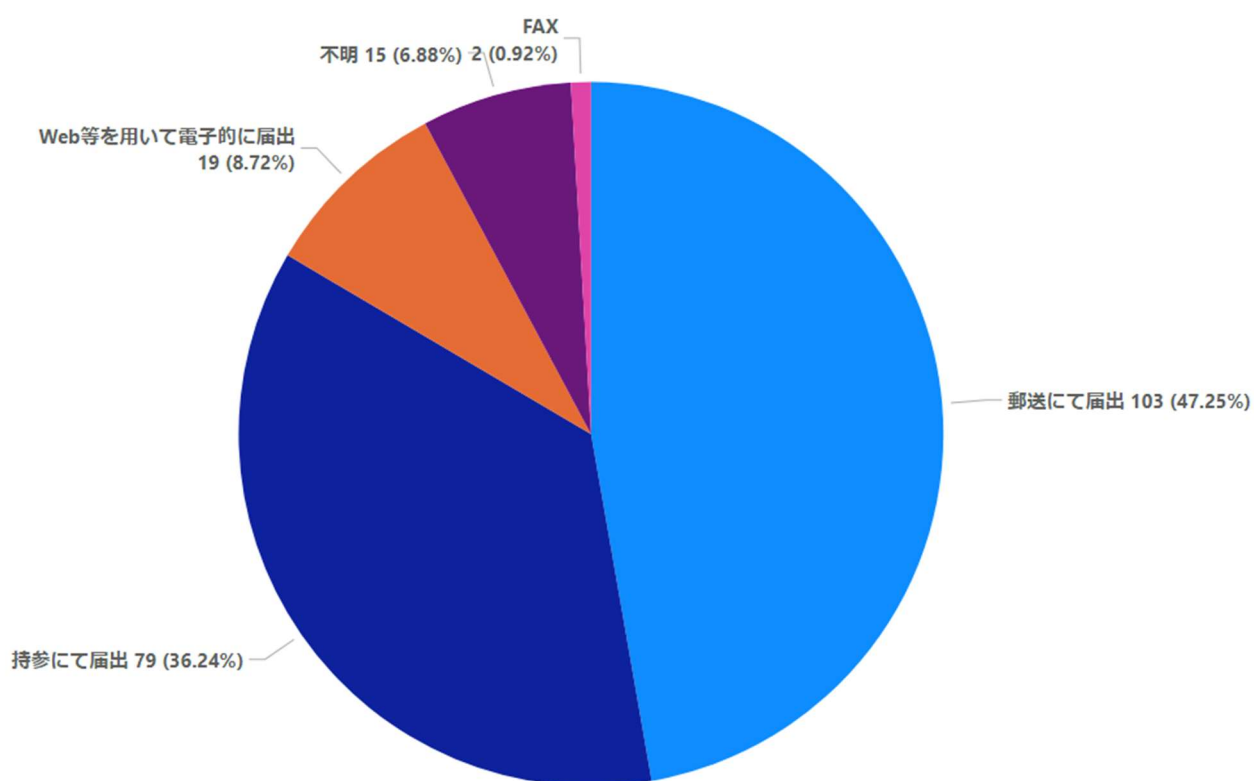


図 3 現在の届出方法

Q10. 今後の届出方法の希望について教えてください。

表 9 今後の届出方法の希望

回答	回答数
Web等を用いて電子的に届出	168
郵送にて届出	21
持参にて届出	13
希望なし	11
届け出の廃止	7

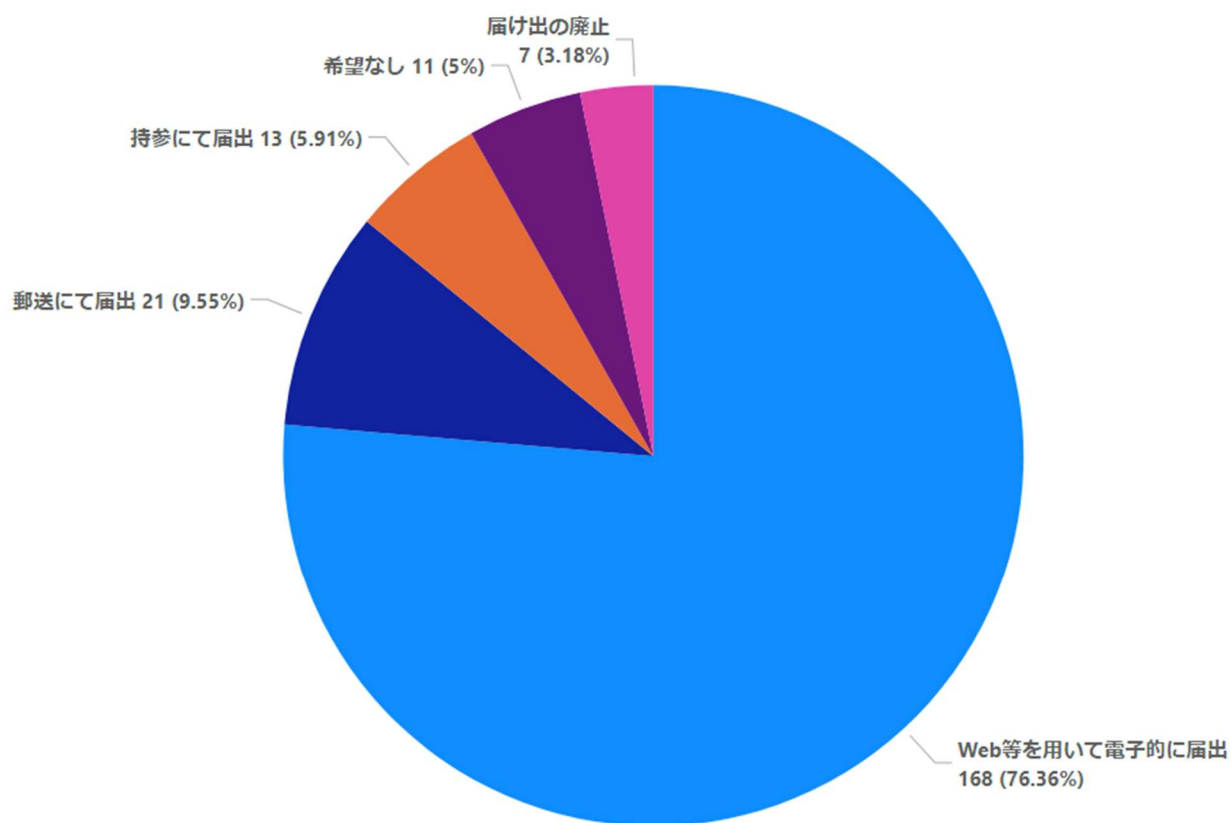


図 4 今後の届出方法の希望

自由意見

Q11. 本アンケートに関する内容でご意見等ございましたらご記載ください。

- ・ アイソトープ協会（販売業）からも昨年度の実績と予定数量確認の調査が行われており、線源の出入管理（医薬品以外での流用が無いか）の目的であると考えられるので、この調査のみで良いと思われる。現状の自治体調査は、規制庁への届け出通りで意味があまり感じられない。厚労省（自治体）が規制庁と許可申請書を共有確認できれば不必要な調査報告である。各施設に毎年報告作業を負担させるのではなく省庁間で共有すべき（目的が不明確）。
- ・ あらためて考えさせられました。それほど手間のかかることではないのですが、目的が不明です。
- ・ この申請によって、何に使用されているか是非教えてほしい。アイソトープ協会から前年度の使用量を教えてくれるので、これらの情報としては必要性を感じていない。
- ・ 医療法申請時に使用量を登録しているので、変更が無ければ毎年使用予定数量を届出する必要がないと思われます。
- ・ 記載内容の本年使用数量のみを翌年1月末日締めで提出するようにしたほうが実情に合っている
- ・ 今まであまり深く考えず、疑問に思わずに届出をしてきましたし、つい先日、今年の届け出を提出したところです。毎年、この届出のためにそれなりの労力を割かれることは確かですし、アイソトープ協会からの通知は『年度』でのそれも4月から11月までの発注した量なので、そのまま届出に使えませんし「なんだかなあ」とは思っておりました。
- ・ 本アンケートの主旨にもある通り、何の目的があってこの届出が必要なのか明確にして頂くことは必要かと思えます。
- ・ 最大使用量をアイソトープ協会に提示する必要があるので、最大使用量を逸脱した購入は考えにくく、予定使用数量は単に最大使用量を記載するだけになり、全く無駄だと思います。
- ・ 改めてアンケートを伴う見直しをして下さり感謝です、取りやめになれば良いです。
- ・ 社会的に人材不足となりつつある昨今、通例行ってきた業務等様々な見直しを行っていく必要があると感じておりました。今回のアンケート結果をふまえ、放射性同位元素の数量の届出の必要性について有用性が低いのであれば法改正も含めご検討いただけますと幸いです。
- ・ 取扱い核種に変更がない限り同じ内容を書いて提出しているので意味があるか分からない。
- ・ 小規模施設ではそんなに面倒な事でもないが、時代に合わせて変えるべきところは有ると思う。
- ・ 詳しく存じ上げず申し訳ございません。その地域で最大どの程度の非密封放射線源が使用されているか、大雑把な数字を行政が把握しているのは悪く無いと思います。あまりに疑問を投げかけることで、かえって申請の正確性などが問われるようになると、かえって大変になると危惧します。
- ・ 大変お忙しい中、ご検討いただきありがとうございます。成果を期待いたします。
- ・ 調査の意図がわからない、必要なの、必要じゃないの。
- ・ 提出について疑問に思っているが、いつしか”こんなものか”と忘れてしまっていた。簡便な方法に変わればありがたい。
- ・ 締切を年度にする方が管理しやすい。
- ・ 届出を契機に使用量などの定期的に管理できるためいい機会と考えている。

- ・ 電子申請にしたいが、届け出用紙を PDF 化して送る必要があり、申請者しか受理確認ができないシステムになっており、使うことをためらう。
- ・ 日本アイソトープ協会からもこの件に関する試料が届くが、予定使用数量届出を無しにすると、協会も楽になるのではと考える。
- ・ 日本アイソトープ協会の意見も聞きたい。11月ごろに予定使用数量届出に関する郵送物が届き、同様に予定数量を日本アイソトープ協会宛に FAX で送信しているため。
- ・ 年度途中で数量を変更することも多く、データ活用していないのであれば届出制度の廃止を希望します。
- ・ 必要性を把握できておりませんが、当該届け出は毎年同じ要領で提出しております。
- ・ 毎回、疑問に思っておりました。
- ・ 年末締めと年度末締めがあり、煩雑で統一して欲しいと常々思っておりました。
- ・ 無意味な届出は廃止

Q12. 本アンケートに関する内容以外に医療法に関する課題、ご意見等ございましたらご記載ください。

- PET/CT 校正用線源（表示付認証機器）を診療用放射線照射器具に含める通知がありましたが、妥当性が理解できないので不要と思います。RI 規制法と二重規制となり業務の煩雑化になっていると思います。医政発 0315 第 4 号平成 31 年 3 月 15 日。
- X 線透視装置を骨塩定量 X 線装置に入れ替えた際、管理区域の遮へい構造に変更はないものの装置の分類上の種類が異なることから病院開設許可事項に関する 5 号様式と 21 号様式の提出を求められました。この手続きの合理性には疑問があります。要する期間と労力を考えると尚更です。
- アイソトープ協会にも同様に翌年の使用予定数量を届け出る必要性？
- なぜ予定使用数量の届け出だけ「年」で管理されているのか？
- 他とあわせて「年度」の管理にならないか？
- 医療で用いる線源や装置は医療法のみを適用し、放射性同位元素等規制法との 2 重規制を廃止して欲しい。
- 医療監視における地域間、担当者間の対応の違い。
- 医療機関における放射線関連の規制は、放射性同位元素等規制法から移管して、医療法に一本化してほしい。
- 医療法の統括責任者が各施設で明確化されていない（装置の管理、被ばく管理、職員の被ばく管理、装置の点検・保守、標識や掲示・注意事項、施設基準の申請や遵守、等の管理を総括する責任者・委員会の設置）労基法や規制法とは分けて明確化する必要がある。（規制法に係らない装置管理・被ばく管理が曖昧）
- 医療法や RI 法で規制当局のコメント一つで再度使用量を計算して病院の費用が何十万も費やされるため、当局の方には病院が書類を準備するのにどの程度の費用や経費、手間が費やされているか理解していただきたい。当院では当局コメントに対応して改築を行ったため、数千万円費やしています。
- 現在核医学検査の使用者として医師を登録届け出しているが、タスクシフトの際技師も登録する必要があるか？
- 今さらですが、医療法、電離則、R I 規制法で、法令なり届出に使用する用語が違うか同じでも意味合いが違うものがあって、相変わらず届出の度に苦労させられることが多いです。
- 例えば、”放射線業務従事者”などです。今年度、当院の統合・合併があり、放射線発生装置の移設や廃止、新規導入があった際に、どの届出をして良いのかわからないことが多くあり苦労しました。”
- 使用予定数量の計算方法についてですが、時間と共に減衰する放射性医薬品のどの時間軸での放射エネルギーで計算すべきか、国としての統一見解があると管理しやすいと思います。具体的には、医薬品を受け入れた時点での放射能で計算すべきか、患者さんへの実投与量なのか、公称値で良いのか？です。保健所ごとに見解が違うようです。
- 診断用 RI の使用施設における規制緩和（実際に RI を排水していないが排水管理が必要）、
- 診療用エックス線装置備付届や変更届の部数は決まっているかと思いますが、保健所担当官によっては言うことが違うことがある。例えば、廃止届はいらないとされていたが、いるので送ってく

れ等。また、郵送で10日以内に書類を送付したとしても、それがきちんと受理されているのかわからない。

- ・ 他にも規制法でも理解が難しい細則があり、こういった活動に頭がさがります。
- ・ 他の管理については4月を始期とするが、何故使用数量については1月を始期とするのか
- ・ 長期保管してBGレベルまで減衰している短半減期放射性核種（ ^{99m}Tc 、 ^{123}I ）の廃棄物は放射性廃棄物として扱う必要はないのではないのか、おむつ等と同じ扱いでもいいと思うが？
- ・ 半減期が短い核種の廃棄物は、アイソトープ協会に引き取ってもらう必要があるか、今後の展望を教えてください。

考察

予定使用数量の届出の必要性については、73.3%の回答が「必要がないと思う」と回答した。これは、予定使用数量の届出の必要性の意義・目的が明確化されていないことや、その意義・目的が医療機関に対して十分に周知されていない可能性が考えられた。

届出の必要がないと思う理由に、「何に活用されているか不明」という回答が最多であった。今後、地域行政機関向けアンケートを実施し、届出の意義・目的について調査する必要があると思われる。

現在の届出方法は、郵送47.25%、持参36.24%であり、Web等を用いた電子的に届出は8.72%であった。一方で今後の届出方法については、電子的に届出を希望する回答が76.36%であった。これら届出の電子化は、その他行政に対する届出と同様に電子化を進める方向性が期待されている事が明らかになった。前年の届出様式の調査結果から様式が統一されていない状況を考慮すると、収集された情報の利活用や届出を作成する医療従事者の教育、さらには電子化に向けた制度の整備には様式（または届出項目）の統一についても検討が必要なが明らかになった。

届出の提出が12月20日になっている事に対して、疑問を感じている回答が221回答中118であった。年締め、年度締めになっていない点において、医療機関の負担を増加させている可能性が考えられた。行政側として12月20日に届け出る必要性を医療機関側に周知する必要性が考えられる。

以上の結果の他にも、次年度以降、本届出に関する地域行政機関向けの調査を実施し、地域行政機関の負担状況等を明らかにする必要性が考えられた。

また、医療法に関する課題、意見等も収集した。次年度以降これから改善すべき課題を選定し、研究を進めることが適当と考えられる。

地域行政機関向けアンケート案の作成

以下の通り地域行政機関向けアンケート案を検討した。次年度以降、さらに内容を調整した上でアンケートを実施予定である。

アンケート（案）地域行政機関向け

規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出（以下、予定使用数量の届出）の必要性に関するアンケートについて（ご協力をお願い）

今年度、厚生労働科学研究費補助金「放射線治療における放射線防護の基準作成」細野班では、「規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項に規定する 12 月 20 日までに翌年において使用を予定する放射性同位元素の数量の届出の必要性について」の研究を実施しております。この予定使用数量の届出は何を目的に実施されているのか、届出された情報はどのような用途に使用されるのかなど、平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号通知をはじめ、医療法施行規則等において明確に記載されていないように思います。よって、この届出が持つ目的の明確化、届出の在り方について再考するために本研究を実施し、行政側と医療機関側の連携が密になるよう展開できれば更なる医療の発展と放射線の安全使用に寄与できるものと考えております。ご多忙とは存じますが、下記のアンケート調査にご協力いただければ幸いです。

1. 現在の取り組みについてのご質問です。

A 届出の記載内容について（イ、ウの場合は、法令に規定された項目以外を届出させている理由をご記載ください）

（ア）翌年の使用予定数量のみ

（イ）翌年の使用予定数量＋最大使用予定数量（必須：自由記載をお願いします）

（ウ）翌年の使用予定数量＋本年の使用数量（＋最大使用予定数量）（必須：自由記載をお願いします）

（）

例：・最大使用予定数量を併記することで、翌年の使用数量が超えていないことを確認するため。

・本年の使用数量と最大使用予定数量の両者を併記することは、実使用も把握でき安全管理に繋がるため。

B 医療機関から届出された放射性同位元素の翌年の使用予定数量を、何らかの取り組みに活用していますか。（必須：自由記載をお願いします）

（）

例：・施行規則第 27 条第 3 項及び規則第 28 条第 2 項にあるから

・長年継続的に実施しているから

C 医療機関から届出された放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、集計されていますか。（複数回答可）（その他には自由記載をお願いします）

(エ) 届出の確認のみ

(オ) 専用の電子ファイルに保存するのみ

(カ) 集計は行っていない

(キ) 集計している（管轄地域での放射性同位元素の使用状況を把握）

(ク) その他（ ）

D 医療機関から届出された翌年の使用予定数量が前年から変わっているか確認していますか。

(ケ) 確認している

(コ) 確認していない

(サ) その他（ ）

E (Dで「確認している」を選んだ場合) 医療機関から届出された翌年の使用予定数量は、前年と変わっていた場合、どのように、ご対応されますか。（複数回答可）

(シ) 医療機関に確認する

(ス) 承認数量を超えていないか確認する

(セ) 医療監視で確認する

(ソ) 何もしない

その他（ ）

F 医療機関からはどのような届出方法で提出されていますか。（複数回答可）

(タ) 郵送

(チ) FAX

(ツ) Web

(テ) 持ち込み

(ト) その他（ ）

2. 当該、12月20日までに届出（報告）の必要性の有無と改善案についてのご質問です。

G 当該、届出（報告）について

(ナ) 必要である（必須：自由記載をお願いします）

（ ）

例：・届出を頂くことで、病院担当者との接点ができる。

・翌年の予定数量を届け出ること、管理の啓蒙につながる。

・〇〇のように改善すれば、管理する病院にとってもメリットがある。

・Webの届出で、全国統一であると意味があるのではと考える。

(二) 必要ない **(必須：自由記載をお願いします)**

()

- 例：・毎年、同じ数値で届出日だけを変えている。
・事務職員が、定期的に行っているようで内容を理解していない。
・放射性同位元素の翌年の使用予定数量は、何のための届出か不明であるため
・医療監視（立入検査）で確認しているので必要としない

(ヌ) どちらでもない **(必須：自由記載をお願いします)**

()

- 例：・施行規則で決まっている行為であるので従うだけ。

H 届出の締め日は現行のままでよいと思いますか。 **(必須：自由記載をお願いします)**

(ネ) このままでよい **(必須：自由記載をお願いします)**

(ノ) 年度締めとするべき **(必須：自由記載をお願いします)**

(ハ) どちらでもない **(必須：自由記載をお願いします)**

()

- 例：・当該、届出を開始したのが年末だった。
・過去の法令は、年末閉めであったからではないか。

I 届出様式が、地域ごとに異なり「本年の使用数量」を併記する保健所等（行政機関）もありますが、全国的な統一を図る必要があると思いますか。 **(必須：自由記載をお願いします)**

()

- 例：・県内での統一は行っている（県内のみで良い）
・全国的統一は、必要だと考える

J 当該届出が有効に利用されるためには、どのような改善が必要でしょうか。

(必須：自由記載をお願いします)

()

- 例：・当該届出の目的を明確に示し、医療機関へのR I使用の啓蒙活動に徹する。
・簡便な届出方式を採用し、承認数量との対比が表示され現状の使用数量の
限度が明確に示されるシステムにする。

お忙しい中、アンケートにご協力いただき有難うございました。

以上.